都道府県ホッケー協会 御中 ホッケージャパンリーグ 御中 日本社会人ホッケー連盟 御中 日本学生ホッケー連盟 御中 全国高等学校体育連盟ホッケー専門部 御中 マスターズ部会 御中 中学校部会 御中 スポーツ少年団部会 御中 各ブロック、各都道府県競技長・審判長 各位

> 公益社団法人 日本ホッケー協会 技術委員会 委員長 平尾 豊

# 監督、選手、コーチ、手当者の兼任の徹底について(通知)

平素より多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、「**監督、選手、コーチ、手当者の兼任について(通知)**」(2018年7月7日付け)を「ホッケーハンドブック」や「全国統一研修会」を通して周知を図って参りました。しかし、本会の確認ミスも重なり「1 **選手、コーチ、監督の兼任の可否について(1)と(3)**」が一部の大会で実施されていないことが確認できました。

つきましては、次のことを通知します。

- ①「選手、コーチ、監督の兼任の可否について(1)(3)」を大会実施要項に明記すること。
- ②現在、徹底されていない大会については2022年度より完全実施します。
- ③各連盟、部会等において別途に兼任規程を定める場合には、本会の承認を得て大会実施要項に明 記をすること。

関係各位におかれましては、ご理解とご協力をいただき、周知及び対応いただきますようよろしく お願い申し上げます。

記

【監督、選手、コーチ、手当者の兼任について(通知)】 (2018年7月7日付け)

- 1 選手、コーチ、監督の兼任の可否について
  - (1) 同一大会の場合は、複数のチームにわたる監督・コーチ・選手の兼任は認めない。ただし、 自身の所属するチーム内で選手兼コーチ、選手兼監督の兼任は認める。その場合は、「選 手」「チームスタッフ」の両方での登録が必要。(従前から変更なし)
    - (例1) 社会人大会で同じチームの監督兼選手として大会参加することは可能。
    - (例2) 社会人大会で、男子チームでは選手、女子チームのコーチという参加は認められない。同一大会で複数チームでの参加となるため認められない。(男子・女子の種別

### は異なるが同一大会とみなす)

- (2) 別大会の場合は、兼任を認める。
  - (例3) インターハイで監督をし、インカレで監督をすることは認める。ただし、大学チーム、 高校チームのそれぞれに「チームスタッフ」としての登録が必要。
  - (例4) インカレで監督をして、社会人大会で選手をすることは認める。ただし、大学チームで「チームスタッフ」として登録し、社会人チームで「選手」としての登録が必要。
- (3)全国大会の予選会もその同一大会とみなす。すなわち、社会人大会のブロック大会で男子チームの選手で大会参加登録した人は、たとえブロック予選会で敗退したとしても、女子を含む他の社会人大会(本大会含む)に参加するチームの監督、コーチ、選手として登録することはできない。
  - (例5) 社会人大会関東ブロック予選会の男子チームの選手で大会参加登録された人が近畿ブロック予選会の女子チームのコーチとして大会参加登録することは認められない。

### 2 手当者の兼任の可否について

手当者は、同一大会内であっても制限なく兼務を認める。ただし、選手として登録をしている者が、他のチームで手当者に従事する場合は、別途チームスタッフ登録を完了しておくこと。同チームであればチームスタッフ登録の必要はない。また、手当者は成人でなければならない。なお、同一種別の別のチームに同時に登録することも可能であるが、当該チーム同士が対戦する場合は、どちらか一方のチームでしかスターティングリストにエントリーできない。

- (例6) インカレに男子チームの「手当者」として参加登録し、同時に参加している別のチーム(男女関係なく)の「手当者」として参加することができる。
- (例7) インカレに男子チームの「監督」として参加登録し、同時に参加している別のチーム (男女関係なく)の「手当者」として参加することができる。

## 3 国体出場にかかる制限

- 全ての役職において、同一都道府県での出場しか許されない。すなわち、「手当者」を含め全 ての役職において、同一都道府県以外での兼務はできない。
- 監督・コーチ・選手では、種別をまたいでの兼務は認められない。ただし、「手当者」についてのみ、同一都道府県内であれば兼務を認める。
  - (例8) A 県少年男子チームの「監督」は A 県少年女子チームの「手当者」として参加できる。

#### 4 その他

- 「チームスタッフ」の制限について、全国スポ少大会・全日本中学選手権・中学 11 人制大会 およびインターハイについては、実施要項もしくは大会レギュレーションで定める。
- この規程は、ブロック予選会も同様の扱いとする。

【お問合せ先】

公益社団法人日本ホッケー協会技術委員会

森 義彦 (technical-com. jha@outlook. jp)